

ひとし親家庭 のしおい

— 令和7年度版 —

(令和7年3月改定)



春日井市こども未来部 こども家庭支援課



親と子の幸せのために…

このパンフレットは、ひとり親家庭の方や寡婦の方が安心して自立した生活を送っていただくために、春日井市で行っている経済的支援、生活支援、就労支援などの制度や事業を紹介しています。

これらの制度を有効に利用し、生活の安定と向上を実現されるとともに、お子さまが健やかに成長される一助となれば幸いです。

1 母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、または婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方

2 父子家庭の父とは

同条に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方

3 寡婦とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

4 ひとり親家庭等とは

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

※配偶者・婚姻には、婚姻の届出等をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。





目 次



項目	種別	頁
離婚が決まったら	離婚に際しての申請、変更事項等の確認	3
	養育費 面会交流	5
相談のこと	母子・父子自立相談	6
	DV 相談	6
	自立相談支援事業	6
	女性の悩み相談	6
	市民相談	7
	乳幼児健康相談	7
	いじめ・不登校相談	7
	就学相談	7
	民生委員・児童委員、主任児童委員	7
手当のこと	児童扶養手当	8
	愛知県遺児手当	10
	子ども福祉手当	11
	特別児童扶養手当	12
	児童手当	12
助成のこと	母子・父子家庭医療費	14
	子ども医療費	15
	学生医療費	15
こどものこと	保育園等の利用	16
	一時保育事業	17
	一時預かり事業	18

項目	種別	頁
こどものこと	ファミリー・サポート・センター	19
	病後児保育事業	19
	児童ショートステイ	20
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	20
	子どもの家（公設の放課後児童クラブ）	21
	民間の放課後児童クラブ	22
	放課後なかよし教室	22
	サマー・スクールかすがい	22
	就学援助	23
	子どもの学習・生活支援事業	24
愛知県教育委員会の学習支援	25	
優遇制度	市民税・県民税の減免・控除	26
	国民健康保険税の減免	28
	国民年金保険料の免除制度	28
	JR通勤定期の割引	29
住まいのこと	市営住宅の申し込み	30
	住居確保給付金	32
	母子生活支援施設	33
ひとり親の経済的な自立を支援する制度	母子・父子家庭自立支援給付金	34
	母子寡婦福祉会	36
働くこと	就労相談	37
	ハローワーク春日井 マザーズコーナー	37
食事や居場所などの提供	団体一覧	38 ?



離婚が決まったら・・・



離婚が決まったら、やらなければならないことはたくさんあります。さらに、その中には、手続きができる期間が決まっていて、その期間を過ぎてしまうと手続きができなくなったり、余分な手間がかかってしまうものがあります。

離婚後の生活が少しでもスムーズにスタートできるように、主な手続きをチェックリストにしました。手続きのもれがないようご活用ください。

※ すべての方が、すべての手続きをしなければならないものではありません。

※ 詳細につきましては、それぞれの担当窓口にお尋ねください。

離婚届を提出する

チェック	項目	必要なもの等	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	離婚届を提出する	離婚届、本人確認ができるもの ※ 裁判離婚の場合、調停調書謄本または審判書（判決書）謄本・確定証明書が必要です。	戸籍住民課 (市役所1階)	0568-85-6137 0568-87-0123

仕事について

チェック	項目	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	ひとり親相談窓口で就労等の相談をする	こども家庭支援課 (市役所2階)	0568-85-6208 0568-85-3786

生活やお金のこと

チェック	項目	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	児童扶養手当、愛知県遺児手当、子ども福祉手当の相談をする →その後、申請をする	子育て推進課 (市役所2階)	0568-85-6201 0568-85-3786
	児童手当の受給者を変更する		
	特別児童扶養手当の受給者を変更する	障がい福祉課 (市役所1階)	0568-85-6186 0568-84-5764
	障がい児通所受給者証等の支給決定障がい者等を変更する		
	就学援助に関する相談をする	学校教育課 (市役所9階)	0568-85-6442 0568-85-0991
	母子・父子家庭医療費の申請をする	保険医療年金課 (市役所1階)	0568-85-6194 0568-85-6178
	子ども医療費の保護者名を変更する		
	養育費の専用相談電話（愛知県） 母子・父子福祉センター内養育費相談専用電話	(電話)052-915-8816	
	婚姻期間中の厚生年金の分割を相談する	名古屋北年金事務所 (電話)052-912-1213	

※ 各種手当は、申請の翌月分（愛知県遺児手当は申請月）からしか支給されません。支給されない月が生じないように、早急に手続きをしてください。

住まいを決める ⇒ こどもの学校・保育園の手続きに関すること



チェック	項目	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	住所の変更をする	戸籍住民課 (市役所 1 階)	0568-85-6139 0568-87-0123
	住居確保給付金について相談をする ※詳細につきましては、P33~P34 をご覧ください。	自立支援相談コーナー (市役所 2 階)	0568-85-6152 0568-85-6321
	市営住宅へ申し込む	住宅政策課 (市役所 9 階)	0568-85-6294 0568-85-0991
	学校の転校の手続きをする	転校前・転校後の各学校へ	
	学校給食費のお支払い方法（振替口座の変更・児童手当からの納付（天引き）等）に関する相談をする ※所得により給食費が援助される制度がありますので、P24~P25「就学援助」をご確認ください。	学校給食課 (市役所 9 階)	0568-85-6341 0568-85-0991
	保育園、小規模保育園の入園・転園の手続きをする	保育課 (市役所 2 階)	0568-85-6202 0568-85-3786
	幼稚園、認定こども園の入園・転園の手続きをする	各施設へ直接お問い合わせください	

名義の書き換えをする

※必要なものについては、個人の状況により異なる場合がありますので、事前に各問い合わせ先へご確認の上、お出かけください。

チェック	項目	必要なもの等	問い合わせ先	(上段) 電話番号 (下段) FAX 番号
	保育料の振替口座の変更	通帳、金融機関の印 等	保育課 (市役所 2 階)	0568-85-6202 0568-85-3786
	預金通帳	通帳、印鑑（現在使用中の印と新しい印） キャッシュカード、身分証明書 等	各金融機関窓口	
	クレジットカード	各カード会社用手続き書類 等	各カード会社	
	国民年金の種別変更等	基礎年金番号がわかるもの、 扶養でなくなった日が分かる書類、 マイナンバーカード等の身分証明書	保険医療年金課 (市役所 1 階)	0568-85-6160 0568-85-6178
	国民健康保険への切り替え等	社会保険を脱退したことが分かる書類、 マイナンバーカード等の身分証明書	保険医療年金課 (市役所 1 階)	0568-85-6156 0568-85-6178
	水道の名義・お支払方法など	契約の状況によって必要なお手続きが異なりますので、詳しくはお客様窓口までご確認ください。	上下水道業務課 (市役所 8 階)	お客様窓口 0568-85-6411 0568-85-6258
	光熱費等の契約者変更	電気・ガス：それぞれ契約の会社へ	それぞれ契約の会社	
	携帯の名義変更	本人確認書類、金融機関の印、 通帳またはキャッシュカード	それぞれ契約の携帯会社	
	運転免許証	本籍地記載の住民票、現在の運転免許証	住民票が変わってから最寄りの警察署にて書き換え	
	マイナンバーカード	マイナンバーカード（マイナンバーカードに登録した2種類のパスワードを入力していただきます。）	戸籍住民課 (市役所 1 階)	0568-85-6138 0568-87-0123
	パスポート	必要な方は、お問い合わせください。	戸籍住民課 (市役所 1 階)	0568-85-6142 0568-87-0123
	車の名義変更	①軽自動車：軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所	(電話)050-3816-1773	
		②普通自動車：小牧自動車検査登録事務所	(電話)050-5540-2048	

子どもたちが安心して暮らし、健やかに成長していけるよう、離婚の際にお父さん、お母さんとしてできることを考えておきましょう。そして、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。両親の意見以上に、子どもの気持ちを一番考えましょう。

養育費について



▼養育費とは

- 子どもを監護、教育するために必要な費用のことで、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

▼養育費の取決め

- **養育費は子どものためのものです。**養育費の支払いがスムーズに行われるように、**養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくことが大事です。**
- 協議離婚の届出のとき、子どもの養育費・慰謝料の支払、財産の分与などの内容を公正証書にしておく方法もあります。(詳細は公証役場)

面会交流について



▼面会交流とは

- 子どもが、離れて暮らしているお父さんやお母さんと、定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙、メールやSNSで写真を送る等の方法で交流することをいいます。

▼面会交流の取決め

- **方法や時期、回数などについては、子どもの意見を尊重して決めましょう。**子どもが安心して面会交流を楽しめるよう、**子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら、無理のないように決めることが大切です。**
- 具体的な内容がまとまらない場合には、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てることができます。



改正民法について

▼令和6年5月に、民法が改正され、次のように変更されました。

- ①親の責務に関するルールの明確化
- ②親権に関するルールの見直し(共同親権等)
- ③養育費の支払確保に向けた見直し
- ④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
- ⑤財産分与に関するルールの見直し
- ⑥養子縁組に関するルールの見直し

(もっと詳しくみる)

法務省民事局ホームページ>

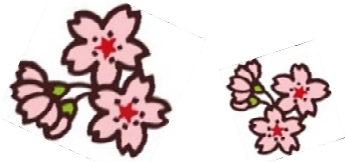
民法の一部を改正する法律について







https://www.moj.go.jp/MI/NJI/minji07_00357.html







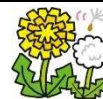
1. 相談のこと



相談種目	相談内容	担当課
母子・父子自立相談 	専門的な知識を持った母子・父子自立支援員と就業支援専門員が、ひとり親家庭や寡婦の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援をします。	こども家庭支援課 (市役所2階) 0568-85-6208 FAX0568-85-3786
DV相談 	配偶者、恋人などからのDV(ドメスティック・バイオレンス)について相談員が電話相談・面接相談・WEB面接相談に応じます。 (面接相談・WEB面接相談は要予約)	地域共生推進課 (市役所1階) 0568-85-7867 FAX0568-84-5764
自立相談支援事業 	経済的に困窮し生活や仕事、家計のやりくりで困っている人などに対し、相談を通じて、どのような支援が必要か相談者と一緒に考えます。具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	自立支援相談コーナー (市役所2階) 0568-85-6152 FAX0568-85-6321
女性の悩み相談 	結婚や離婚、家族のこと、職場の人間関係や性別による差別的取り扱いなど、女性の不安や悩みごとについて女性相談員が電話・面接相談に応じます。	多様性社会推進課 (レディヤンかすがい) 0568-85-7871



相談種目	相談内容	担当課
市民相談 	法律相談（離婚・相続・養育費等）、多重債務相談、なやみごと人権相談など各種相談を実施しています。法律相談は、1年度につき1人1回（25分間）です。	市民生活課 （市民相談コーナー） （市役所2階） 0568-85-6620
乳幼児健康相談 	乳幼児の発育発達、言葉、離乳食、授乳、お口のケア、食べさせ方などについて保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士等が相談に応じます。	こども家庭支援課 （総合保健医療センター） 0568-87-1552 FAX0568-87-1553
就学相談 	特別な支援を必要とする小学校入学前の子を持つ保護者と面談し、適切な就学先（特別支援学校・特別支援学級・通常学級等）について相談を行います。	就学相談室 （中央公民館） 0568-34-8420
いじめ・不登校相談 	小中学校における児童生徒のいじめや不登校について、電話・面接相談を行っています。	いじめ・不登校相談室 （中央公民館） 0568-34-8400



民生委員・児童委員、主任児童委員について

▼民生委員・児童委員、主任児童委員とは

- 民生委員・児童委員は、地域の皆さんからの生活の困り事や心配事の相談に応じて、必要な支援を受けられるよう、行政や関係機関へのつなぎ役としての役割を担ったり、高齢者や子どもなどの見守りなどの福祉活動を行うボランティアです。主任児童委員は、こどもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が分からないときは、福祉政策課（85-6228、FAX84-8731）まで問い合わせてください。



2. 手当のこと



ひとり親家庭等の手当には、児童扶養手当（国）、愛知県遺児手当（県）、子ども福祉手当（市）の3種類があります。



児童扶養手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と児童の健やかな成長のため、手当を支給する国の制度です。

所得制限があり、手当を受給するためには申請が必要です。

1 受給できる方

日本国内に住所があり、次の児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または養育（監護しかつ生計を維持）している方

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満）

- (1) 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が生死不明である児童
- (4) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (5) 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (8) 父または母が重度の障がい（障がい年金1級等）の状態にある児童



2 手当の額（月額）

【 令和7年4月～ 】

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童が1人の場合	46,690円	11,010円 ～ 46,680円
児童2人目以降の加算額	11,030円	5,520円 ～ 11,020円

3 支給の時期と方法

原則として、年6回奇数月の10日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます。
 (土曜日・日曜日等は前日払いとなります。)

※ 不足書類がある場合や必要な手続きがなされていない場合は、支払いが遅れます。

4 公的年金等を受給することができる場合

請求者または児童が公的年金等を受給することができるときは、年金等（障害基礎年金等は子の加算部分）の額が児童扶養手当額よりも低い場合に、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

5 所得制限

前年中の所得（1～10月分は前々年中の所得）により、手当の支給額が決定されます。
 なお、前年中に児童の父または母から支払われた養育費の8割分が所得に加算されます。



所得額（控除後の所得額）
年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－8万円（社会保険料相当額）－諸控除＋養育費の8割分

※ 前年の所得が下表の限度額以上の場合は、手当の全部または一部が支給停止されます。

※ 給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合は、その合計額から10万円を控除します。（控除後の金額が0円を下回る場合には0円とみなします。）



所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人			配偶者及び同居の扶養義務者（*）
	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	全部支給停止
0人	690,000円未満	690,000円～2,079,999円	2,080,000円以上	2,360,000円以上
1人	1,070,000円未満	1,070,000円～2,459,999円	2,460,000円以上	2,740,000円以上
2人	1,450,000円未満	1,450,000円～2,839,999円	2,840,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,830,000円未満	1,830,000円～3,219,999円	3,220,000円以上	3,500,000円以上
4人	2,210,000円未満	2,210,000円～3,599,999円	3,600,000円以上	3,880,000円以上
	1人増すごとに 380,000円加算	1人増すごとに 380,000円加算	1人増すごとに 380,000円加算	1人増すごとに 380,000円加算
(本人) ・ 同一年計配偶者（70歳以上の者に限る。）または老人扶養親族1人につき10万円加算 ・ 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族1人につき15万円加算				
(配偶者・扶養義務者) ・ 扶養親族が2人以上の場合、老人扶養親族1人につき6万円加算 ただし、扶養親族が老人のみの場合は、2人目から加算				
* 扶養義務者とは、直系血族（父母、祖父母、子など）及び兄弟姉妹をいいます。 住民票上世帯が別になっていても、住所が同一の場合には同居の扶養義務者とみなされます。				

愛知県遺児手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成及びその福祉の増進を図るため、手当を支給する制度です。

所得制限があり、手当を受給するためには申請が必要です。



1 受給できる方

愛知県内に住所があり、次の児童を監護している母、父または養育（監護し生計を維持）している方

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が1年以上行方不明である児童
- (4) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (5) 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (8) 父または母が重度の障がい（障がい年金1級等）の状態にある児童



2 手当の額（月額）

支給開始からの年数	支給額
支給開始 1～3年目	児童1人につき 4,350円
〃 4～5年目	児童1人につき 2,175円
〃 6年目以降	手当の支給はありません



3 支給の時期と方法

原則として、年6回奇数月の25日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます。（土・日曜日等は前日払いとなります。）

4 公的年金等を受給することができる場合

次の(1)及び(2)の場合、手当は受けられません。

- (1) 請求者が公的年金（老齢福祉年金は除く）を受給することができるとき。
- (2) 児童が父または母に支給される公的年金の加算対象となっているとき。

子ども福祉手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



ひとり親家庭等のこどもを監護している母、父または養育（監護しかつ生計を維持）している方に手当を支給し、こどもの健全な育成を図ることを目的とした制度です。

所得制限があり、手当を受給するためには申請が必要です。



1 受給できる方

春日井市内に住所があり、次の児童を監護している母、父または養育（監護しかつ生計を維持）している方

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満）

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が生死不明である児童
- (4) 父または母に1年以上遺棄されている児童
- (5) 父または母が法令により、1年以上拘禁されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- (8) 父または母が重度の障がい（障がい年金1級等）の状態にある児童

2 手当の額（月額）

区分	支給額
小学生以下	児童1人につき2,000円
中学生	児童1人につき3,000円
高校生等	児童1人につき4,000円



3 支給の時期と方法

原則として、年6回奇数月の20日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます。（土曜日・日曜日等は前日払いとなります。）



特別児童扶養手当

問い合わせ先 障がい福祉課 0568-85-6186
FAX0568-84-5764



1 受給できる方

20歳未満の重度・中度の障がい児を養育している方、血液などの疾病で日常生活において常に介護を必要とする児童を養育している方

2 支給対象児童

- (1) 療育手帳A・B判定程度の方
- (2) 身体障がい者手帳1～4級程度の方
- (3) 発達障がいやてんかんなど精神の障がいがあり前述と同程度の常時介護が必要な方
- (4) 血液などの疾病があり、前述と同程度の常時介護が必要な方



3 手当額

- (1) 手当1級（重度） 月額 56,800円
- (2) 手当2級（中度） 月額 37,830円



※ 詳細は、担当課へお尋ねください

児童手当

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



1 受給できる方

日本国内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日（18歳年度末）までの児童を養育している方

- (1) 公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。
- (2) 児童福祉施設等に入所している児童については施設の設置者等に支給されます。
- (3) 離婚等により、手当受給者の切り替え（父→母など）が必要な場合は、新たな申請が必要です。原則として、申請の翌月からの支給となりますので、切り替えが必要な方は、お早めに子育て推進課までお問い合わせください。
- (4) 国内に居住している児童が対象となります。（留学中の場合等を除く。）

2 手当の額（月額）

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上18歳年度末まで	10,000円	

22歳に達する日以後の最初の3月31日(22歳年度末)までの児童等の人数で数えます。ただし、次の場合は対象となりません。

- ・児童手当の支給要件を満たしていない児童(施設に入所している児童、監護していない児童等)
- ・18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子に対して、学費や食費などの生計費の相当部分の経済的負担をしていない場合



19歳、17歳、13歳、8歳の児童を養育している場合は、次のようになります。

19歳	第1子	—
17歳	第2子	10,000円
13歳	第3子	30,000円
8歳	第4子	30,000円

3 支給の方法

原則として、年6回偶数月の10日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます(土曜日・日曜日等は前日払いとなります。)



3. 助成のこと



母子・父子家庭医療費

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6194
FAX0568-85-6178



1 受給できる方

- (1) 母子家庭（父に重度の障がいがある家庭を含む）で、18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ）の児童がいる家庭の母及び児童
 - (2) 父子家庭（母に重度の障がいがある家庭を含む）で18歳以下の児童がいる家庭の父及び児童
 - (3) 父母のいない18歳以下の児童
- ※ 所得制限あり

2 内容

入院または通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。ただし、入院時の食事療養費や差額ベッド代等の医療費以外の負担額については、助成の対象となりません。



子ども医療費

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6194

FAX0568-85-6178



1 受給できる方

出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども

※ 所得制限なし



2 内容

入院または通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。ただし、入院時の食事療養費や差額ベッド代等の医療費以外の負担額については、助成の対象となりません。

学生医療費

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6194

FAX0568-85-6178



1 受給できる方

18歳に達する日以後の最初の4月1日から24歳に達する日以後の最初の3月31日までの学生で一定の条件に該当する方

※ 詳細は市ホームページなどをご覧ください。

2 内容

入院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。ただし、入院時の食事療養費や差額ベッド代等の医療費以外の負担額については、助成の対象となりません。



4. こどものこと



保育園等の利用

問い合わせ先 保育課 0568-85-6202
FAX0568-85-3786



施設の利用にあたっては、申込みをするとともに、教育または保育の認定を受ける必要があります。認定の区分により、こどもをお預かりできる施設・時間が異なります。

認定の区分	利用できる施設	お預かりできる時間	利用申込みの要件								
教育認定 (1号認定)	認定こども園 (3歳以上)	標準時間：4時間	特にありません。								
保育認定 (2号認定)	保育園 認定こども園 (3歳以上)	標準時間：11時間 短時間：8時間	1、2の両方に該当する必要があります。 1 春日井市に住所を有し、実際に市内で生活している家庭の児童 2 保護者が次の要件のいずれかに該当し、家庭での児童の保育が十分にできない場合								
保育認定 (3号認定)	保育園 認定こども園 小規模保育園 (3歳未満)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>【要件】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>① 家庭内外労働</td> <td>⑤ 災害復旧</td> </tr> <tr> <td>② 出産（産前・産後）</td> <td>⑥ 就労予定（求職活動中）</td> </tr> <tr> <td>③ 疾病等</td> <td>⑦ 就学</td> </tr> <tr> <td>④ 看護、介護</td> <td></td> </tr> </table> </div>		① 家庭内外労働	⑤ 災害復旧	② 出産（産前・産後）	⑥ 就労予定（求職活動中）	③ 疾病等	⑦ 就学	④ 看護、介護	
① 家庭内外労働	⑤ 災害復旧										
② 出産（産前・産後）	⑥ 就労予定（求職活動中）										
③ 疾病等	⑦ 就学										
④ 看護、介護											

保育園

保育園は、児童福祉法に規定する児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない児童を保護者の希望により保育するところです。

市内には、市が運営する公立保育園と、社会福祉法人・学校法人等が運営する私立保育園があります。



認定こども園

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持つところです。ここでは、3歳以上の児童に対して小学校就学前の教育と保育が一体として行われます。また、3歳未満の児童については保育が行われます。

市内には、学校法人・社会福祉法人が運営する私立の認定こども園があります。



小規模保育園

小規模保育園は、児童福祉法に基づき、市が認可する定員 6 人以上 19 人以下の保育園です。利用条件は保育園と同じですが、0 歳児から 2 歳児までが対象になります。

市内では、保育従事者が全員保育士の A 型の保育園になります。

予約サイト



一時保育事業

問い合わせ先 保育課 0568-85-6202
FAX0568-85-3786

保護者（父母・祖父母等）が、冠婚葬祭、病気、出産、就労その他の理由により、家庭において保育を行うことが困難なときやリフレッシュなどのときに、児童を保育園・認定こども園でお預かりします。予約については、**一時保育・一時預かり予約システムまたは各実施園へ電話**してください。

利用時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時（土曜日は正午まで）		
休園日	土曜日午後、日曜日、祝日、年末年始		
対象者	市内在住の未就園児 * 保育園、認定こども園（2号認定及び3号認定）、小規模保育園に在籍する児童は利用できません。認定こども園を1号認定で利用する児童及び幼稚園に在籍する児童は、一部の園では利用可能です。		
申し込み	【予約システム】利用希望日の前月の初日 8 時 30 分から利用希望日の 5 日前まで。 【電話】緊急の場合を除き、利用希望日の前月の初日（休園日の場合は翌開園日）から利用希望日の 7 日前までに、直接各実施園へ。 ただし、定員などにより利用できない場合があります。		
実施園		対象児童	
	・高座保育園	0568-51-2611	6か月以上
	・白山保育園	0568-31-6622	満1歳以上
	・神屋保育園	0568-88-8739	6か月以上
	・天使みつばち保育園	0568-35-5010	生後 57 日目以上
	・さくら保育園	0568-52-6006	6か月以上
	・あさひがおかこども園	0568-81-8564	6か月以上
	・はぐくみ保育園	0568-90-8993	6か月以上
	・神領すまいる保育園	0568-86-0915	6か月以上
	・マ・メール上条保育園	0568-27-6367	6か月以上
	・さくら第2保育園	0568-27-7031	6か月以上
	・第2はぐくみ保育園	0568-90-8989	6か月以上
	・ことのは熊野保育園	※	6か月以上
	※ことのは熊野保育園の電話番号については、上記の QR コードから予約サイトにアクセスいただきご確認ください。		



一時預かり事業



保護者（父母・祖父母等）が、冠婚葬祭、病気、出産、就労その他の理由により、家庭において保育を行うことが困難なときや講習会やリフレッシュなどのときに、お子さんをお預かりします。里帰り出産のために市内に居住している方もご利用できます。予約については、インターネット予約をご利用いただくか、各施設へ電話してください。

インターネット予約はこちらから→



子育て子育て総合支援館			
場 所	勝川町 8-13 勝川駅南口ビル 2 階		
利用時間	午前 7 時 30 分～午後 7 時	利用時間	利用料
休 所 日	年末年始	1 日（午前 7 時 30 分～午後 7 時）	3,000 円
対 象	市内居住の生後 6 か月以上の未就学児	半日（午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分）	1,500 円
電 話	0568-35-3501	半日（午後 1 時～午後 7 時）	1,500 円
F A X	0568-34-1121	※ 昼食代は別途かかります。	
東部子育てセンター			
場 所	中央台 2-5 サンマルシェ・アピタ館 地下 1 階	利用時間	利用料
利用時間	午前 7 時 30 分～午後 7 時	1 日（午前 7 時 30 分～午後 7 時）	3,000 円
休 所 日	日曜日、祝休日、年末年始、 サンマルシェ休業日	半日（午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分）	1,500 円
対 象	市内居住の生後 6 か月以上の未就学児	半日（午後 1 時～午後 7 時）	1,500 円
電 話	0568-92-7757 (午前 9 時～午後 5 時)	1 時間預かり	500 円/時間 (上限 3,000 円)
		※ 昼食代は別途かかります。	
JR 春日井駅南口一時保育室			
場 所	上条町 3-244 さくらす春日井 3 階	利用時間	利用料
利用時間	午前 7 時 30 分～午後 7 時	1 日（午前 7 時 30 分～午後 7 時）	3,000 円
休 所 日	年末年始	半日（午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分）	1,500 円
対 象	市内居住の生後 6 か月以上の未就学児	半日（午後 1 時～午後 7 時）	1,500 円
電 話	0568-37-3039 (午前 9 時～午後 5 時)	※ 昼食代は別途かかります。	



ファミリー・サポート・センター

問い合わせ先 子育て子育て総合支援館内
0568-35-3516 FAX0568-34-1121



子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら活動する有償のボランティア組織です。

- * 依頼会員 … 生後6か月以上小学6年生以下のこどもがいる市内在住・在勤・在学の方
- * 援助会員 … 市内在住の20歳以上の方。資格や経験、性別は問いません。
- * 会員になるには、ファミリー・サポート・センターの趣旨に賛同し、センターが開催する講習会（年間6回開催のうち1回を受講）の受講が必要となります。
- * 援助活動は、保育園や習い事などへのこどもの送迎や援助会員の自宅での預かりとなります（こどもの宿泊、病児・病後児の預かりは行いません。）。
- * 援助活動は専門的な保育を行うものではなく、依頼の範囲内で会員同士の話し合いによって行うものです。

※その他、詳細は、お問い合わせください。

病児・病後児保育事業

問い合わせ先 保育課 0568-85-6202
FAX0568-85-3786



保育園などに通っている児童が病気や病気の回復期で、集団保育が困難な期間に、専用施設で一時的にお預かりする制度です。

事前に利用される実施医院に登録が必要です。

登録・予約については、直接実施医院へ電話してください。



対象者	春日井市に住所を有し、保育園・認定こども園・幼稚園・小学校などに通っているおおむね生後6か月以上の乳幼児から小学校3年生までの児童		
保育の時間	月～金 午前8時30分～午後5時	土 午前8時30分～午後1時	* 日曜日、祝日、12月29日～1月3日。また、医院が緊急でやむをえず休業する場合は利用できません。
利用料金	1 生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯		無料
	2 市民税所得割非課税世帯	1人1日	1,000円
	3 その他の世帯	1人1日	2,000円
食事・おやつ代	1人1日 600円	* その他費用は実費	
実施医院	<ul style="list-style-type: none"> ・ くまい医院 「くまちゃん病児保育室」 0568-36-2226 ・ かめざわクリニック 「かめクリ病児保育室」 080-2618-8568 ※春日井市は名古屋市と相互利用協定を結んでいるため、名古屋市の病児・病後児保育施設も利用できます。詳しくは、名古屋市のホームページをご確認ください。		

児童ショートステイ

問い合わせ先 こども家庭支援課 0568-85-6229

FAX0568-85-3786



市内にお住まいの18歳未満のこどもで、その保護者の方が社会的な理由（病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校などの公的行事への参加）により、一時的に家庭における子育てが困難になったときにこどもをお預かりします。

1 実施場所	2歳未満児：乳児院 2歳以上児：児童養護施設等		
2 利用期間	原則として7日以内		
3 利用料	利用世帯の区分	2歳未満児	2歳以上児
	生活保護世帯	0円	0円
	市民税非課税世帯 (父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。)	1,100円	1,100円
	その他の世帯	5,500円	2,850円
※利用料は日額です			



ひとり親家庭等日常生活支援事業

問い合わせ先 こども家庭支援課

0568-85-6208 FAX0568-85-3786



母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助を行っています。

支援内容：保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

費用：一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

※詳細はお問い合わせください。



子どもの家
(公設の放課後児童クラブ)

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6206
FAX0568-85-3786



子どもの家は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を提供するところです。対象となる児童は、週（月曜日～土曜日）に原則4日以上保護者が昼間（放課後）家庭にいない小学生です。

1 利用時間

利用日		利用時間
平日		放課後～午後7時
学校休業日	土曜日、学年始(令和7年4月)	午前8時～午後7時
	夏季、冬季、学年末(令和8年3月)、運動会などの振替休日	午前7時30分～午後7時

2 利用料金

区分		料金
利用時間	午後5時まで	6,000円/月
	午後6時まで	7,000円/月
	午後7時まで	8,000円/月
夏季休業期間		3,000円



- * 夏休み期間は、利用料金のほか、夏季休業期間利用料金が必要です。
- * 同一世帯で同時に2人以上利用する場合、2人目は半額、3人目からは無料です。
- * 就学援助及び生活保護の認定を受けている場合に、利用料金を減免する制度があります。

その他の費用

区分	料金
おやつ代	1,000円/月

- * 上記の費用以外に、傷害保険料を負担していただきます。



3 利用手続

利用を始めようとする日の30日前から10日前の日までの期間に、申請書に就労証明書などを添えて希望する子どもの家へ提出してください。

4 土曜日みの利用

対象者	4週間の土曜日のうち、1日以上仕事等で保護者が家庭にいない小学生
利用時間	土曜日 午前8時から午後7時まで
休業日	祝休日、年末年始(12/29～1/3)

※ その他、利用料金等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

5 その他

春日井市では、子育て子育て総合支援館（かすがいげんきっ子センター）においても放課後児童クラブを実施しているほか、春日井市ふれあい農業公園（あい農パーク春日井）において、放課後等の児童の居場所を提供する「あい農子どもクラブ」を実施しています。

詳細は、子育て推進課へお問い合わせください。

民間の放課後児童クラブ

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6206
FAX0568-85-3786

市内には、民間事業者が運営している放課後児童クラブがあります。クラブによっては小学校へのお迎えを車で行っており、市ホームページに記載の対象校区以外でも利用できる場合があります。申込方法や利用料金などは、各クラブによって異なります。

また、市では、お支払いいただいた民間の放課後児童クラブの利用料金に対して、月額最大 6,000 円の補助を行っております。

*生活保護世帯または就学援助世帯は、補助額を上乗せし、月額最大 12,000 円を補助します。



市ホームページ
(民間児童クラブ一覧)



市ホームページ
(利用料金の補助について)



放課後なかよし教室

問い合わせ先 学校教育課 0568-85-6441
FAX0568-85-0991



保護者や地域の方と協力して児童の放課後の居場所を提供しています。小学校の余裕教室や外で、児童が自由に遊びや工作などをして過ごし、スタッフや保護者等が児童の安全に配慮した声掛けや遊びの補助をします（保護者にも毎月 1 回以上の参加をお願いしています。参加する時間はできる範囲で構いません。）。

サマー・スクール かすがい

問い合わせ先 学校教育課 0568-85-6441
FAX0568-85-0991



小学校の夏休み期間中、校内の教室等を使用して児童の居場所を提供しています。実施する小学校などについては、担当課にお問い合わせください。



就学援助

問い合わせ先 学校教育課 0568-85-6442
FAX0568-85-0991



小中学校へ就学することの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

所得制限があり、援助を受けるためには申請が必要です。



1 申請方法

(1) 申請期限及び支給開始日

「支給開始日」は、第1学期の初日以降に転入した時や、失業などで申請事由が発生しているときにはその日となります。また、申請事由の発生日が当該月の1日以降のときはその日とします。

	期 限	認定された場合の支給開始日
初回受付分	令和7年5月1日（木）まで	第1学期初日から
随時受付分	初回受付分の提出日以降随時	申請書を受け付けた月の1日から

(2) 書類の提出先

お子さまが就学する学校へ提出してください。

小学校、中学校の両方に就学している場合は、中学校へ提出してください。

2 申請書類

(1) 就学援助費受給申請書（兼世帯票）（第1号様式）

* 1世帯につき1枚の申請です。

(2) 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類（該当する世帯全員について）
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写しなど 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和7年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	確定申告書の写しなど令和6年分の所得が確認できるもの 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和7年度市民税・県民税申告書の写し * 市役所2階 市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	申立書（任意様式） 及び、状況に応じた確認書類 1 失業の場合 雇用保険受給資格者証の写し等 2 収入状況激変の場合 給与明細(申請日の直近3ヶ月分) 3 その他 状況が確認できるもの

* 生活保護を受けている方は、添付書類は不要です。

3 援助の内容

援助費目	学年	小学校	学年	中学校	支給時期
学用品費	全年	1期分 3,880円 2期分 3,880円 3期分 3,870円	全年	1期分 7,580円 2期分 7,580円 3期分 7,570円	6月 10月 2月
校外活動費 (宿泊なし)	全年	2,200円(限度額)	全年	3,300円(限度額)	随時
校外活動費 (宿泊あり)	全年	4,000円(限度額)	2年	12,000円(限度額)	随時
修学旅行費	6年	25,000円(限度額)	3年	60,910円(限度額)	随時
新入学児童生徒 学用品費	1年	57,060円	1年	63,000円	6月
卒業アルバム代	6年	11,000円(限度額)	3年	10,000円(限度額)	2～3月
オンライン学習 通信費	全年	1・2・3期分	全年	1・2・3期分	6月 10月 2月
		各5,000円		各5,000円	
※ただし、教育委員会からモバイルルーターの貸与を受けている方については、その貸与に係る費用を上限とします。					
学校給食費	全年	245円/1食	全年	285円/1食	毎月
医療費	医療機関へ直接支払います。				9月から随時

* 医療費の対象は、学校において治療の指示を受けた特定の疾病に限ります。

* 令和6年度に新入学準備費の支給を受けた場合、新入学児童生徒学用品の支給対象外となります。

4 その他

お子さまが、市立小中学校の特別支援学級に在籍している場合は、「特別支援教育就学奨励費」がありますので、お問い合わせください。

子どもの学習・ 生活支援事業

問い合わせ先 地域共生推進課 0568-85-6364

FAX0568-84-5764



経済的な理由で学習塾に通うことが困難な中学生及びその保護者に対し、学習と居場所の提供、保護者への教育相談などの包括的な支援を行います。

対象者	場所	曜日	時間	支援内容
次の世帯の中学生及び保護者 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・就学援助受給世帯など	東部市民センター	火曜日	午後7時～午後9時	・少人数学習支援 ・保護者に対する教育支援及び生活支援 ・こどもが気軽に参加できる居場所の提供 ・交流事業 など
	落合公園体育館	水曜日	午後6時30分～ 午後8時30分	
	高蔵寺ふれあいセンター	水曜日	午後7時～午後9時	
	レディヤンかすがい	木曜日	午後7時～午後9時	
	知多公民館	金曜日	午後7時～午後9時	
	西部ふれあいセンター	木曜日	午後7時～午後9時	


◆ 春日井市内には他にも次の学習支援があります。(令和6年4月1日現在)

※市が行っている事業ではありません。問い合わせは下記の各問い合わせ先へお願いします。

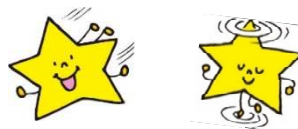
名称	場所	対象	日時	費用	主催	問い合わせ先(敬称略)
学習支援教室 「いこいこ」 小学生	春日井市岩成台 10-11 岩成台西町内会集会所 (岩成公園内)	小学生	毎週金曜日 15時～17時	100円 /月	岩成台西地区社会福祉協議会	近藤裕美 0568-91-9705
学習支援教室 「いこいこ」 中学生		中学生	毎週水曜日 18時～20時			小沢 恵 0568-91-9724 留守電の場合は、連絡先を残してください。 ozatchi1216@gmail.com
はるはる 無料学習教室 勝川教室	春日井市若草通 1-3-2 旭町地区公民館	小学生 中学生	毎週土曜日 13時30分～ 15時30分	無料	NPO 法人 春陽	公式LINE 
はるはる 無料学習教室 神領教室	春日井市神領町 2-29-1 神領ステーションビル 1階 (ナガケンホーム内)		毎週土曜日 13時～16時			
東海つばめ学習会 勝川教室	春日井市勝川町 7-37 ネクシティパレット 2階	小学5年生～ 高校生	毎週日曜日 15時30分～ 17時30分	無料	NPO 法人 東海つばめ 学習会	代表:柿本知樹 公式LINE 
東海つばめ学習会 高蔵寺教室	春日井市高蔵寺町 4-16-40 高蔵寺商店街振興組合 ポップの家	小学生 中学生	毎週日曜日 13時～ 14時30分			
東海つばめ学習会 春日井西教室	春日井市如意申町 8-8-2 高齢者施設 あいゆうデイ サービス	小学3年生～ 高校生	毎週金曜日 18時30分～ 20時30分			
無料塾“みんなの ひみつきち”	春日井市鳥居松町 6-5-1 丸十ビル1F すてっぴ	小学生 中学生	毎週日曜日 10時～ 11時30分	無料	NPO法人 みんなのひ みつきち	公式LINE 
学習支援教室 でらいと	春日井市神領町 1-26-6	小学3年生～ 6年生	毎週木曜日 17時～ 19時	無料	学生団体 でらいと子 ども支援 実行員会	公式LINE 

愛知県教育委員会の学習支援

愛知県教育委員会では、高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)合格等に向けた無料の学習支援等を実施しています。

事業名	場所	対象者	事業内容	問い合わせ先
若者・外国人 未来応援事業	春日井市内 ※詳しくはHP またはお問い合わせください。	中学校卒業後の 進路未定者、 高校中退者等	高卒認定試験合格等に向けた学習支援及び関係機関と連携した相談・助言(無料)	愛知県教育委員会 あいちの学び推進課 家庭教育・ 地域連携支援グループ 052-954-6780  <事業HP>

5. 優遇制度



市民税・ 県民税の減免・控除

問い合わせ先 市民税課 0568-85-6094
FAX0568-85-4698



1 減免

所得減少などにより市民税・県民税の納付が困難な場合は、春日井市市税条例等の定めるところにより減免を受けることができる場合があります。

- * 減免の対象となる市民税・県民税は、減免を申請する年度の課税分のもので（年度毎に申請が必要です）、減免の事由が発生した以後に到来する納期分です。
ただし、減免の事由の発生した日の翌日から 30 日を経過した日後に申請された場合は、その申請がされた日以後に到来する納期分となります。
- * 納期限が過ぎた分の税額は、減免の対象となりません。

(1) 生活保護を受けていることによる減免

対象者	生活保護受給者
所得制限	なし
減免額	扶助を受けている期間中に到来する納期に係る納付額の全額
必要書類等	生活保護受給証明書

(2) 障がい者、未成年、ひとり親または寡婦であることによる減免

対象者	障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦（※「2 控除」欄参照）
所得制限	前年中の合計所得金額が 140 万円以下
減免額	所得割額の 100 分の 50 相当額
必要書類等	障がい者手帳等

(3) 死亡による減免

対象者	相続人代表者
所得制限	<本人のみの場合> 210 万円 <扶養親族等を有する場合> 210 万円+33 万円×人数（扶養親族等）
減免額	死亡後に到来する納期に係る納付額の全額
必要書類等	死亡を証明する書類（市外に転出している場合のみ）



(4) 所得金額が減少することによる減免

対象者	本年中の所得見込み額が、前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少する人
所得制限	前年中の合計所得金額が次の金額以下 <本人のみの場合> 145万円 <扶養親族等を有する場合> 142万円+35万円×人数(扶養親族等+1)
減免額	<本年中の所得見込み額が、前年中の合計所得金額の4分の1以下になる場合> 所得割額×減少割合×100分の50相当額 <本年中の所得見込み額が、前年中の合計所得金額の4分の1を超え2分の1以下になる場合> 所得割額×減少割合×100分の30相当額
必要書類	源泉徴収票等

そのほか、次の理由により、減免を受けることができる場合があります。

- * 障がい者または疾病者の配偶者と生計を一にしている。
- * 長期療養している。
- * 勤労学生である。



2 控除

年末調整、確定申告、市民税・県民税申告において、次の控除が申告できます。

控除の種類	要件	控除額	
		所得税	市・県民税
ひとり親控除	現に婚姻していない、または配偶者の生死が不明の人のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる人 (1) 前年中の総所得金額等が48万円以下で、かつ他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない生計を一にする子がいること。 (2) 合計所得金額が500万円以下であること。 (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	35万円	30万円
寡婦控除	ひとり親控除の対象とならない人のうち、前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合で、次のいずれかに当てはまる人 (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、扶養親族(子以外)を有する人 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない、または夫が生死不明の人	27万円	26万円

※令和7年1月時点の情報です。制度の内容が変わる場合がありますので、ご確認のうえ手続きをしてください。

国民健康保険税の 減免

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6156
FAX0568-85-6178



1 減免制度

国民健康保険税を納付することが困難な世帯は、申請により税額が減免される場合がありますのでご相談ください。

※ 法定軽減の7割・5割の軽減や、非自発的失業者にかかる国民健康保険税の軽減を受けている場合は減免が受けられない場合があります。

2 産前産後期間の保険税軽減制度

国民健康保険加入者が出産をする場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から翌々月までの4か月間の保険税の一部が軽減されます（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から翌々月までの6か月間の保険税が軽減されます。）。

※軽減措置を適用しても、国民健康保険税が変わらない場合があります。

(1) 対象者

産前産後期間に国民健康保険に加入している出産者

(2) 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。（出産後の申請も可能です。）



申請に必要なもの	運転免許証、マイナンバーカード等写真付きの本人確認書類
	母子健康手帳（多胎出産の場合は全員分）
	※別世帯の方が申請する場合は、出産被保険者の世帯主の委任状

国民年金保険料の 免除制度

問い合わせ先 保険医療年金課 0568-85-6160
FAX0568-85-6178



1 免除・納付猶予制度

国民年金保険料を納めることが経済的に難しいときに、保険料が免除または猶予される制度です。

申請者本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請し承認されると保険料の納付が免除となります。

この制度を利用することで、将来の受給権の確保だけでなく、ケガや病気で障がい、死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金の受給資格を確保することができます。

学生の場合は、学生納付特例の制度があります。

申請に必要なもの	基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード
	その他 * 失業等を理由に申請するときは、離職票または雇用保険受給資格者証などが、必要になることがあります。 * 学生納付特例申請には学生証または在学証明書が必要です。

2 産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者について、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。）。産前産後の保険料免除が認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

(1) 対象者

産前産後期間に「国民年金第1号被保険者」の方

(2) 届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。



申請に必要なもの	基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード
	母子健康手帳（被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書などが必要な場合があります。）

JR通勤定期の割引

問い合わせ先 子育て推進課 0568-85-6201
FAX0568-85-3786



児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、JR通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。



1 対象者

児童扶養手当受給者の方及びその方と同一世帯員の方で、通勤のためにJRの定期券を必要とする方が対象となります。

- (1) 児童扶養手当が全部支給停止になっている方は対象になりません。
- (2) お子さんの通学など、通勤以外の定期乗車券は対象になりませんので、ご注意ください。

2 手続き方法

- (1) 定期券の購入時に、次の2種類の証明書が必要となりますので、交付申請を行ってください。

	(ア) 特定者資格証明書（写真付）	(イ) 特定者用定期乗車券購入証明書
申請窓口	子育て推進課	子育て推進課
有効期限	1年間	6か月
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・定期券を購入する方の証明写真 （縦3cm×横2.5cmの正面上半身の写真） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 ・特定者資格証明書（写真付） ＊ (ア) により交付したもの

- (2) 駅の窓口で次の書類を提出し、定期券をお求めください。

特定者資格証明書（写真付）	＊ 定期券を使用する際は、携帯する必要あり
特定者用定期乗車券購入証明書	
児童扶養手当証書	

6. 住まいのこと

市営住宅の申し込み

問い合わせ先 住宅政策課 0568-85-6294
FAX0568-85-0991



住宅に困窮している低所得者の方を対象に市営住宅を用意しております。

《募集について》

- 1 入居できる空室が有る場合には、募集を行い、抽選により入居者を決定します。
 - 2 募集は、6月・10月・2月に行い、「広報春日井」の5月号・9月号・1月号でお知らせします。
 - 3 抽選後に、仮当選者の入居資格審査、入居契約を経て入居となるため、申し込みから入居まで2か月程度を要します。
- なお、募集の日程等は、変更となる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

《申し込み資格》

- 1 下記の要件等を満たすことが必要です。
 - (1) 所得月額が収入基準（158,000円、子育て世帯等の裁量世帯は214,000円）以下であること。
 - (2) 春日井市内に住所または勤務場所を有すること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 本人及び同居予定者が暴力団員でないこと。等

▼ 申し込み区分により、対象となる世帯が異なります。



2 所得月額の計算方法

(年間総所得金額)	- 基礎控除振替分	- 個別の特別控除	- 一般控除	- その他の特別控除) ÷ 12
(源泉徴収票や課税証明書等で確認できます)	10万円 給与所得者 年金所得者 (個人事業主除く)	ひとり親 35万円 寡婦 27万円 ひとり親と寡婦の控除は併用できません	38万円 × 同居親族数 又は扶養親族数	障がい者 27万円 特別障がい者 40万円 特定扶養親族 25万円 老人扶養親族 10万円 各々 × 対象者数	
収入のある方が2人以上ある場合には、上記の算式で各々計算（マイナスの時は「0」とする）し算出した金額を合計します。					



3 申し込み区分

世帯の区分	世帯の区分内容
一般世帯	2人以上の家族世帯です（不自然な分割、寄り合い等で構成された世帯を除きます。）。
母子・父子世帯	配偶者のない父または母が 20 歳未満の子を扶養している世帯です（同居家族のうちに 20 歳以上で、かつ、経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除きます。）。
子育て世帯	小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯です。

※ この他、単身世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の区分があります。

《入居契約について》

- 1 敷金として家賃の 3 か月分を指定された期日までに支払う必要があります。
- 2 犬、猫等ペットを飼育することはできません。



《家賃について》

- 1 家賃額は、所得月額その他、住宅の立地や利便性、築年数、間取り等により決定するため、年度毎に変動します。
- 2 家賃には減免制度があり、所得月額が 104,000 円以下の母子・父子世帯については、家賃額の 10% の福祉減免を受けることができます（所得月額が低額な場合、他の低所得者減免を受けたほうが有利な場合があります。また、生活保護を受けている世帯は受けられる減免の内容が異なります。）。



住居確保給付金

問い合わせ先 自立支援相談コーナー

0568-85-6152 FAX 0568-85-6321



離職や廃業などによる減収により、経済的に困窮し住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。また、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助します。



1 支給要件

申請時に、次の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれがあること。
- (2) 次のいずれかであること。
 - ア 申請日において、離職等の日から2年以内であること。
 - イ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にあること。
- (3) 次のいずれかであること。
 - (2) のアの場合
離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと（離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。）。
 - (2) のイの場合
申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- (4) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の収入基準額以下であること（収入には、一部の公的給付を含む。）。

世帯人数	収入基準額	
1人	81,000円	+ 家賃額 (ただし、生活保護法に定める住宅扶助基準額が上限)
2人	124,000円	
3人	159,000円	
4人	197,000円	

- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の表の金額以下であること。

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産額	486,000円	744,000円	954,000円	1,000,000円

- (6) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- (7) 国の雇用施策による給付または地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目

- 的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
 (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

2 支給額

1か月当たりの家賃額（下記の表の住宅扶助基準額を超える場合はその金額）を上限として、世帯の収入合計額に応じて調整された金額を支給します。

世帯人数	1人	2人	3～5人
住宅扶助基準額	37,000円	44,000円	48,100円

3 支給期間

3か月間を限度に支給します（一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができます。）。

4 支給方法

不動産媒介業者等の口座へ振り込みします。

5 住居確保給付金の受給中の義務

住居確保給付金の支給期間中は、支援員の助言を受け、ハローワークの利用、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

※転居費用補助が令和7年4月から始まります。転居により家賃負担等を軽減する必要がある場合、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助します。支給要件がありますので、直接、地域共生推進課へお問い合わせください。

母子生活支援施設

問い合わせ先 こども家庭支援課 0568-85-6229
 FAX0568-85-3786

配偶者がいないまたはこれに準ずる状況にある女性が、DVや経済困窮等の事情により児童（18歳未満）と生活していくことが困難となった場合に、児童と一緒に入所し、自立の促進のために生活の支援を受ける施設です。

面接を行ったうえで、入所の可否について判断します。詳しくは、こども家庭支援課にお問い合わせください。



7. ひとり親の経済的な自立を支援する制度

ひとり親家庭を対象に、自立に必要な情報提供、相談、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っております。

母子・父子家庭自立支援給付金

問い合わせ先 0568-85-6208
こども家庭支援課 FAX0568-85-3786

経済的な自立を支援するために、給付金の相談を行っています。

20歳未満の児童を養育しているひとり親の方が対象です。

※ 相談される場合は、お手数ですが事前に予約をお願いします。

予約のない場合は、当日に相談できないことがありますので、ご了承ください。




1 自立支援教育訓練給付金（資格取得に関わる受講料等の助成制度）

指定講座の受講後に、受講費用の一部を支給します。

講座の申し込み前に事前相談をし、受講講座の指定を受ける手続きが必要です。

指定講座を受講後に給付金を支給します。

対象講座	厚生労働省の指定する教育訓練指定講座 ※専門資格の取得を目的とする講座に限る。 厚生労働省 HP から確認できます。「教育訓練給付金」で検索してください。
支給額	申請者が教育訓練のために支払った費用（入学料・受講料）の60%相当額 上限20万円、下限1万2千1円。 注）受講する講座によって上限が変わります。詳細はご相談ください。 ※雇用保険の該当者は、上記の金額から、雇用保険の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得が、経済的な自立に直接の影響を与えること。 ・適職に就くために必要であると認められること。 ・※ 自立支援プログラムを受けていること。 ・過去にこの給付金を受給していないこと。 
主な資格名	介護職員初任者、介護実務者、大型自動車免許、フォークリフト免許 等



※自立支援プログラムとは

ひとり親家庭の自立に向けての計画を立てることで、
2回以上の面談が必要で、ともに考え応援します。



2 高等職業訓練促進給付金（資格取得に関わる生活費の助成制度）

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合に、生活費の支援として一定期間支給されます。

また、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

養成機関に申し込みする前に、事前相談をすることが必要です。

対象資格

- ・看護師
- ・准看護師
- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・美容師
- 等の国家資格

支給額

	通常期間	最後の1年間	修了支援給付金
非課税世帯	100,000円	140,000円	50,000円
課税世帯	70,500円	110,500円	25,000円

対象者



- ・その資格が適職に就くため必要であり、資格取得の意欲・能力があると認められる方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準にある方。
- ・過去にこの給付金を受給していないこと。
- ・この事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

利用者の声



看護師の実習期間は本当に大変でした。医療機関で実習を行い、看護記録を夜中に仕上げ睡眠不足で体力消耗。そんな時にこどもの体調不良が重なったけど、家族の協力を得て何とか乗り越えられました。

実習は想像以上に大変でしたが、今は希望していた病院に勤めることができ、親子楽しく過ごせています。

（看護師）

社会福祉士は単位数が多く相当量の勉強時間が必要です。とにかく気合！家事・育児をしながら勉強時間を確保しました。

頑張る姿をこどもに見せての資格取得は、自立の自信になります!!今は資格を活かして福祉の仕事に就いています。

（社会福祉士）





3 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭等の親及び児童が、高卒認定試験合格のための講座を受講した場合に、受講料の一部が助成されます。

※ 講座の申し込み前に、受講講座の指定を受ける手続きが必要です。

対象講座	高卒認定試験の合格を目指す講座 (高等学校等就学支援金制度の対処となる場合は対象外)
支給額	① 講座開始時給付金 入学金、受講料の 40% (上限 20 万まで) ② 受講修了時給付金 入学金、受講料の 10% (上限 5 万まで) ③ 合格時給付金 入学金、受講料の 10% (上限 5 万まで)
その他	通信制の場合は、上限額が半額となります。

対 象 者

- ・ 20 歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親またはその扶養している児童
- ・ 自立支援プログラムを受けていること。
- ・ 講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
- ・ 過去にこの給付金を受給していない方

※高等学校卒業生、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など大学入試資格を取得している方は対象外です。

母子寡婦福祉会について

春日井市母子寡婦福祉会とは、春日井市内のひとり親家庭のお母さんや寡婦の方が会員となり、福祉増進や相互の親睦を図ることを目的とした会のことです。

- * 名 称：春日井市母子寡婦福祉会
- * 事務所：春日井市八田町 2-26-2 白ゆり会館内
- * 電 話：0568-82-8739 午前 10 時～午後 4 時 (水・土・日・祝日休館)
- * 会 費：年 700 円

会員の方の声

「クリスマス会」に親子で参加しました。サンタさんからのプレゼントでこどもが両手いっぱいのおかしに満面の笑みでした。親子でゲームをしたり、いつもに増してこどもとふれあう時間になりました。



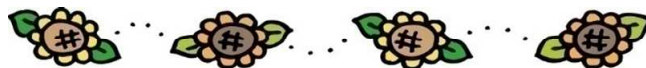
「おしゃべり会」に参加して、先輩ママのお話が参考になりました！



「日帰りバス旅行」に親子で参加して、こどもと一緒に過ごした時間が思い出になりました。いちごがおいしかったし、ビンゴ大会も楽しかったよ♪



8. 働くこと



就労相談

ハローワークの担当者が、就職するまでマンツーマンで相談にのります。志望動機の手書き練習や面接の練習もできます。

1 利用できる方

- (1) 児童扶養手当を受給している方

問い合わせ先 こども家庭支援課 0568-85-6208

- (2) 生活に困窮している方

問い合わせ先 自立支援相談コーナー 0568-85-6152

FAX 0568-85-6321



2 場所

春日井市役所2階 就労支援コーナー

3 その他

相談は、事前予約が必要になります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

ハローワーク春日井 マザーズコーナー



子育てのために、お仕事を中断された方や、子育てをしながら働く意欲があっても、お仕事から遠ざかっていて不安をお持ちの方のために、就職へのお手伝いを行います。

キッズコーナーがありますので、お子様連れでもご利用できます。

※平日 9～13時は安全サポートスタッフ（保育士資格保持者）が常駐しています。

問い合わせ先 ハローワーク春日井 0568-81-5170

春日井市南下原町2丁目14-6



社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会について

LINE公式アカウント

友だち
募集中



愛知母子・父子福祉センターより、
講習会・セミナー求人情報・お役立ち情報
各種イベントなどお届けします。



@262xhnmt

ひとり親家庭を応援します

社会福祉法人 **愛知県母子寡婦福祉連合会**

(連絡先)

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会

愛知母子・父子福祉センター

電話 052-915-8862 FAX052-915-8444

開館日 月～金 8:45～17:30

(土・日・祝日・年末年始を除く)

LINE Bot『愛知県ひとり親支援ナビ』について

このLINE Bot はひとり親家庭向けの支援メニューを確認できるサービスです。

何ができるの？

あなたが受けたい支援に合わせて
相談できる問い合わせ先をご案内！

「愛知県ひとり親支援ナビ」では、LINE で簡単な質問に答えるだけ
で愛知県内の問合せ先が表示されます。

支援内容によって変わる問合せ先を素早くナビゲーションします！

- 電話で相談するのは苦手…
- 役所の問合せ先に辿り着けない
- どんな支援があるか見たいだけ
という方に向いています。

LINE Bot のご利用には、下記二次元コードからのご登録が必要です。(無料)



LINE Bot『愛知県ひとり親支援ナビ』アイコン



LINE Bot『愛知県ひとり親支援ナビ』二次元コード

9. 食事や居場所などの提供



団体一覧

特定非営利活動法人 アヴェニール 遊んで学べる子ども食堂&フードガレージ

活動内容・対象

未来ある子ども達に食を通して大人も子どもも、笑顔が溢れる場所作りを提供します。

理事長自身が母子家庭で娘2人を育てる中で貧困や食のありがたみを経験したことがあり、だからこそ困っている人の応援をしたいと思い活動しています。

◆ 開催日 毎月第3土曜日

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ あゆみ【就労継続支援B型事業所】（西本町）



ホームページ



instagram

おいでよ食堂

活動内容・対象

「おいでよ食堂」は、こども一人でも安心して過ごせます。老若男女が集い、あたたかく美味しい手作り料理を食べながら地域の人達とふれ合い、楽しく優しさがあふれる居場所作りを目指しています。

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ Cafe AJITO（藤山台）



instagram

認定NPO法人おてらおやつクラブ

活動内容・対象

おてらおやつクラブは、お寺にお供えされるお菓子や果物などの「おそなえ」を、さまざまな事情で困りごとを抱えるひとり親家庭に「おすそわけ」する活動です。

LINEからお申し込みいただくと、食品や日用品等が届きます。

◆ 対象者 18歳未満の子どもと同居しているひとり親家庭



ホームページ



LINE

春日井子ども夢事業

活動内容・対象

こども達の夢を後押しする事業を行っていきます。私達は学校・保護者・PTA・地域が一体となってこども達が夢にきらめき明日にときめく地域を本気で作っていきたくので。日々の子育てにお疲れの保護者の方もみえるかもしれません。一人で抱え込まず、みんなで共に歩けば負担は楽しみに変わるかもしれません。

そんな地域を一緒に作っていきましょう！

◆ 対象者 6~13歳 ※春日井小に通う小学生

主な活動場所

・ 春日井学習等供用施設（宮町）
・ 春日井小学校区



instagram



ぎゅうぎゅう倶楽部

活動内容・対象

親がこどもに体験させてあげたいこと、こどもたち自身がやってみたいこと、たくさんの意見を『ぎゅうぎゅう』に詰めて、地域全体で子育てをしませんか？をモットーに、月1程度不定期で地域食堂や季節イベントなどの運営を行っています。

◆ 対象者 牛山地区近隣にお住まいの方どなたでも

主な活動場所

・ 牛山北部学習等供用施設



ホームページ



instagram

こども食堂・ハルノヒ

活動内容・対象

月に一度、土曜日もしくは日曜日の昼ごはん、もしくは夕食を提供しています。（こども、中学生までは100円、高校生以上は300円）

こどもの孤食をへらし、親子でゆっくりと食事ができる場所の提供、親同士の交流もでき、子育ての悩みなど話せる場になってほしいと考えています。

◆ 対象者 0～12才のこどもとその保護者
高校生以上は親同伴なしでOK

主な活動場所

・ デイサービス 花とミツギの湯（出川町）

子どもの居場所応援団「あいあい」

活動内容・対象

- ①毎週土曜日に、学習支援・遊びの支援・子育て相談・フードパントリーを併設するこども食堂を開く
- ②地域多世代交流イベントを企画運営する。
(不定期 年間10回程度)

◆ 開催日 毎週土曜日 15:00～19:00

◆ 対象者 0～18歳のこどもとその保護者

主な活動場所

・ あいあい食堂（如意申町）
・ 西部ふれあいセンター（宮町）



ホームページ

篠木子ども夢事業

活動内容・対象

篠木小学校区内のこども達の夢を応援するため、また地域のこども達が自由に参加できるイベント企画等の活動支援を事業とし、それを実施することを目的としています。

◆ 対象者 6～12歳 ※篠木小学校に通う小学生とご家族

主な活動場所

・ 篠木小学校区

食育ほっとすぽっと

活動内容・対象

食を通じたこども育成支援事業を行っています。

- フードパントリー：良品質にもかかわらず廃棄予定になっている食品の収集、無償配布活動をこども主体で展開
- こども食堂事業：料理体験、地域こども食事交流会など

◆ 対象者 0～18歳のこどもとその保護者

主な活動場所

・ にじいろアカデミー駐車場（中央通）

すてっぱんち食堂

活動内容・対象

"We're everyone and a child dining."

春日井市味美地区にあるこども食堂です。子育て支援・発達相談にも対応し、地域との繋がりを持ち、安心して子育てができるようなサポートをしていきたいと思っています。

♥地域のボランティアの方々とともに月1回みんなで楽しくご飯を食べましょう

※全メニューアレルギー対応はしておりません。

※料金は高校生まで無料、大人の方はお気持ち（寄付）をいただくと助かります。

◆ 開催日 第3または第4の日曜日

最新情報はInstagramに告知するのでご確認ください。

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ 二子学習等供用施設（二子町）



instagram



特定非営利活動法人Smileすまいる

活動内容・対象

私たちは名古屋市内を拠点に地域の居場所づくりを目的に活動しているNPO法人です。こども食堂「松河戸」はお寺のこども食堂。食べるだけでなく、お寺のお庭や茶室を活用した演奏会や様々な体験（陶芸・干し柿・味噌づくり・オセロ大会）や大道芸など、大人もこどもも楽しめる交流の場。不定期ですが、フードパントリーも実施しています。食事の後はビンゴゲームもあります。

◆ 開催日 毎月第4土曜日 11:00~13:30

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ 松河戸町



facebook



instagram

ちいき食堂 厨

活動内容・対象

「食事提供の場」としてではなく、地域住民のつながりを大切にしたコミュニケーションの場を作ることを目的としています。食事や居場所の提供を通じて、高齢者やこどもの孤食を減らし、世代間交流や仲間づくりを目指します。

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ デイサービスミルクホール（岩成台）



ホームページ



instagram

はらぺこ食堂

活動内容・対象

「みんなで楽しく食べよう」こどものみならず親子、年配の方までふれあいの場所を目指しています。事前に連絡いただければ、できる範囲でアレルギー対応します。

個人や企業からの食品寄付をいただくこともあり、会食だけでなく、時々食品配布も行っています。

◆ 開催日 毎月第3金曜日の夜

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

Facebookをご確認ください。



facebook

つむぐ みんなの食堂

活動内容・対象

月に2~4回、『食事・食品の提供』『学習支援』を通じて、こどもから大人まで多世代が集う場所づくりをしています。誰もが、気軽に“いつでも帰ってこれる場所”としてあり続けたいと思ひ活動しております。また、市内の必要な世帯に食事や生活用品を届ける『つむぐ宅食』も実施しております。

◆ 開催日 日曜日（月2回） 毎週月曜日

◆ 対象者 どなたでも

主な活動場所

・ みんなの食堂（松本町）（出張あり）



instagram



LINE

特定非営利活動法人 なないろ支援

活動内容・対象

・ ママ&ベビー・キッズ無料スペース

妊婦さんや、お子さんとお母さんが親子でご利用頂けるフリースペースです

・ フードパントリー&生理用品・ベビーおむつ無料配布
・ おやこ食堂・こども食堂・eスポーツ練習室・お誕生日会
・ 学資支援・用具、行事衣装無料レンタル

こども達に必要な学力を身につける為の支援をとして、地方自治体からの支援だけでは足りない部分を少しでも補うため、様々な情報提供を行いつつ、物資支援や、資金援助、学習・生活支援を行う団体として、活動しております。

◆ 開催時間 10時~20時

◆ 対象者 高校生までのこどもとその保護者

主な活動場所

・ なないろ園（知多町）



ホームページ



LINE



フードバンクかすがい

活動内容・対象

2か月に一度 パントリー（食品配布）をしています。
いつも15分くらいで無くなってしまいますのでお早めにお越しください。

- ◆ 対象者 どなたでも
主な活動場所
・ カフェはなもも（高森台）



instagram

ゆうやけ子ども食堂

活動内容・対象

子どもたち、その保護者の方への食事の提供。
コロナが落ち着いてからは（今はテイクアウト）、店内での食事にし、絵本、トランプなど、コミュニケーションの場として考えています。

- ◆ 対象者 中学生までの子どもとその保護者
主な活動場所
・ めん処初海家店内（小野町）



LINE

松山子ども夢事業 実行委員会

活動内容・対象

私たちは松山校区を中心に、地域の子ども達のために活動をしている団体です。小学校や地域の方々にもご協力をいただきながら、子ども達の明るい未来のための活動をしています。

- ・ ドリームキッチン：長期休暇の間、週3回無料の食事を提供しています。
- ・ ドリームリレー：月1回程、廃棄予定食材などの無償配布をしています。

- ◆ 対象者 6～12歳の松山小学校に通う子ども

主な活動場所

- ・ 如意申公園（如意申町）
- ・ 如意申西学習等供用施設（如意申町）



ホームページ



instagram

WANうえい

活動内容・対象

ひきこもり・不登校の方、その家族や支援機関の皆様に必要な支援を行っています。

将来の就労や居場所、活動場所など、まずは一步を踏み出してみませんか？通学したい気持ちもある、働きたい気持ちもある、ひきこもりや不登校の方も原因は様々です。自宅から出る事の一つのきっかけづくりになればいいなと思い活動しています。社会に出られない若者に必要な社会資源の提供を、という思いも込めて、支援機関同士のネットワークの構築も行います。

- ◆ 対象者 小中高大生とその保護者

主な活動場所

- ・ ワンぽていと（小野町）
- ・ ふらっふ（中央通）
- ・ ご希望の場所



LINE

春日井市子ども未来部子ども家庭支援課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
電話 (0568) 85-6208 FAX (0568) 85-3786
kodomo@city.kasugai.lg.jp